

自家用電気工作物 立入検査結果の概要

2021年2月1日（月）

那覇産業保安監督事務所

1 立入検査の概要

◆立入検査対象事業場の選定

- ① 電気関係報告規則の規定に該当する**電気事故**が発生した事業場
- ② 電気工作物が**経年劣化**しているおそれがある事業場
- ③ 保安規程に基づき、電気主任技術者が**保安の監督を行っていない**おそれのある事業場
- ④ 電気事故の発生が**社会的に大きな影響**を及ぼす可能性のある事業場
- ⑤ 電気保安の**実態の把握が必要**と認められる事業場等

1 立入検査の概要

◆立入検査での主な確認事項

- ① 主任技術者の執務状況
- ② 保安規程の遵守状況
(組織、保守、運用、保安教育、災害対応、記録)
- ③ 電気工作物の工事、維持及び運用状況
- ④ 電気事業法関係法令に基づく諸手続きの状況

※立入検査の結果、指摘事項があった場合は、現地で設置者に対して書面で指摘を行い、設置者は指摘事項の改善結果について、後日書面で報告することとなっています。

2 立入検査の結果

◆令和元年度（検査数：12事業場）

▷ 指摘事項の項目数 4項目

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ・ 絶縁抵抗値が低い | 2 事業場 |
| ・ 接地抵抗値が高い | 1 事業場 |
| ・ 高圧受配電設備の出入口に立入禁止等の
表示又は施錠が無い | 2 事業場 |
| ・ 接地工事が適切にされていない | 1 事業場 |

※ 1 事業場で 2 つ以上の指摘がされている場合あり。

2 立入検査の結果

◆令和2年度（検査数：33事業場（12月末時点））

▷ 指摘事項の項目数 8項目

- | | |
|------------------|------|
| ・電気主任技術者が未選任 | 8事業場 |
| ・年次点検の未実施 | 4事業場 |
| ・接地抵抗値が高い | 2事業場 |
| ・絶縁抵抗値が低い | 1事業場 |
| ・高圧電線路に樹木が接触している | 1事業場 |
| ・保安規程を遵守していない | 1事業場 |
| ・保安規程が実態に合っていない | 7事業場 |
| ・必要な箇所に避雷器が無い | 1事業場 |

※ 1事業場で2つ以上の指摘がされている場合あり。

2 立入検査の結果

◆参考

指摘内容	根拠条項
保安規程の内容が不適	法42条
電気主任技術者が未選任	法43条
絶縁抵抗値が低い	電技58条（解釈14条）
接地抵抗値が高い	電技10条、11条（解釈17条）
設置工事が適切にされていない	電技10条、11条（解釈17条）
高圧受配電設備の出入口に立入禁止等の表示がない	電技23条（解釈38条）
必要な箇所に避雷器が無い	電技49条（解釈37条）
高圧電線路に樹木が接触している	電技29条（解釈79条）

（注釈） 電技：電気設備に関する技術基準を定める省令
解釈：電気設備の技術基準の解釈
法：電気事業法

3 立入検査を通じて

▷ 保安規程

設置者は、自主保安のため、自らが策定した保安規程であることを認識し、内容を把握し、必要に応じて見直しを行い、変更があった場合は国へ変更を届け出ることが義務付けられています。

▷ 年次点検

保安管理業務の外部委託承認において、年次点検の未実施は、受託者の職務誠実義務違反となり、外部委託の承認が取り消され、2年を経過するまで承認を受けられなくなることもあります。

年次点検の実施に当たっては、設置者に対して、年次点検の重要性等について説明を行い、設置者の認識不足を解消する等して、理解を得てください。

3 立入検査を通じて

▷ 電気主任技術者（保安業務担当者）

感電等による電気事故を未然に防ぐことや電気事故が起きたときの初動に必要となるものの準備や連絡体制等の確認し、勝手に操作しないことの周知や立ち入ってはいけない場所等への立入禁止表示、非常時には誰がどこに報告又は連絡し、誰の指示を仰ぐのかなどの体制を普段から周知徹底しておくことが重要です。

▷ 指摘事項の改善

立入検査において、「主任技術者を選任すること」等の指摘事項があった場合、指摘項目に応じた手続きと改善報告書を提出いただきます。

なお、指摘に対して改善の対応がなされない場合には、不適切事業場として事業場名の公表等もありえます。ご注意ください。